富岡消防署

平成22年 春期全国火災予防運動

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』

春の火災予防運動が３月１日(月)から３月７日(日)までの１週間にわたり、全国一斉に実施されます。

この運動は、皆さんに防火防災に関する知識や行動力を高めて頂くことにより、火災の発生を防止し、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い生命と貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅防火　いのちを守る７つのポイント ～３つの習慣・４つの対策～

３つの習慣

- ★寝たばこは、絶対やめる。
- ★ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ★ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

- ★逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ★寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ★火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ★お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

つけましたか？住宅用火災警報器

大切な命を守るために、住宅用火災警報器を１日でも早く設置しましょう！

火災による死者の７割は住宅から発生しており、住宅火災により亡くなった人の約５割が「発見の遅れ」によるものです。住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

※一般住宅の寝室などに住宅用火災警報器を平成23年５月31日までに設置することが定められています。

平成23年5月31日まで
残り457日
（平成22年3月1日現在）

①設置場所　寝室、階段（寝室がある階の階段最上部に設置）
②設置の方法
＊防災設備取扱店やホームセンター、家電量販店、電気器具販売店などで購入できます。
＊ドライバーで簡単に取り付けることができます。
＊天井・壁にネジで取り付けるものと、フックで壁に掛けるものがあります。
＊広野町では、住宅用火災警報器設置者に対して補助金を交付しています。
詳しくは、役場福祉環境グループへ　☎27－2115
＊消防署が直接販売を行ったり、特定の業者に販売を依頼することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

富岡消防署楢葉分署

救急車の適正利用について

平成21年中の楢葉分署の救急出場件数は523件で474人の方を搬送しました。前年より26件(4.7%)　17人(3.4%)の減少です。

このうち、広野町から救急搬送された人員は142人であります。広野町における救急活動状況をグラフに示しましたので参考にお願いします。

■広野町における事故種別搬送人員

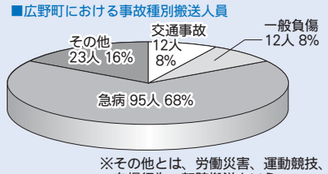

※その他とは、労働災害、運動競技、自損行為、転院搬送をいう。

救急車はけが人や病人に対し救命処置を施し病院に搬送する大切な車両です。緊急時にいつでも使えるよう適切な利用に心がけましょう。

普通救命講習受講について

突然、大切な家族や同僚が倒れたときあなたはどうしますか？

救急車はすぐには皆さんのもとへ行くことは出来ません。

脳は、呼吸や心臓が止まって無酸素の状態になると約３～４分で脳細胞が死んでしまいます。そのため、無酸素の時間を作らないことが重要なのです。

そのための救命処置として、心肺蘇生やAED（自動体外式除細動記）の実技講習を開催しています。いざという時のために救命処置を身につけよう。

詳しくは、楢葉分署救急係（☎25－2119）までお問い合わせください。

■お問い合わせ先　富岡消防署 ☎22－2119　楢葉分署 ☎25－2119　川内出張所 ☎38－2119

農業委員会

改正農地法が平成21年12月15日施行になりました

今回の改正では、①これ以上の食い止め　②農地を貸しやすく、借りやすくし、地域との調整の上で最大限に利用し、農業を行う者の経営安定と食料の安定供給などをねらいとしています。

主な改正点

●農地の賃借促進と効率利用

◆農地の権利移動要件の追加

農地を農地として使う場合に権利を移動等（売買や賃借）する場合、許可の要件に「周辺地域における農地の利用に支障が起きないようにすること」が加わりました。

◆農地の貸し借りはお互いが決める

標準小作料の廃止により、貸し借りはお互いが決めることとなり、農業委員会は目安として借賃の動きについて情報提供を行います。

◆相続等で農地取得

農業委員会の許可を受けることなく平成21年12月15日以降農地を取得（相続等）した者は、農業委員会に届出をすることになりました。届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、罰せられることとなります。

◆農地違反転用処分の強化

農地法の許可を受けず農地を農地以外の用途にした場合（違反転用）、県知事から原状回復命令が出されたり、県知事等が原状回復した場合の費用は徴収することができます。

また、違反転用および原状回復命令違反の場合、３年以下の懲役または３００万円以下（法人は１億円以下）の罰金が科せられます。

◆遊休農地（耕作放棄地）対策の強化

農業委員会は、すべての遊休地を対象として調査を行い、農地の有効利用を進めます。遊休農地の所有者に対して指導・勧告などを農業委員会が行います。

所有者の不明な農地が利用できることになります。

詳細につきましては、お近くの農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

問農業委員会事務局
☎27－4163

相双地域雇用創造推進協議会

就職サポート巡回相談

あなたの〝就職活動〟をサポート！

◆自分探しのカウンセリング
◆効果的な応募書類の書き方
◆面接で効果的に自分を売り込む方法
◆職場内での問題についてのカウンセリング
◆転職を考えている方の相談

仕事についてのご相談に、きめ細やかに対応します。

●会場
広野町役場１Ｆ　図書室

●相談スケジュール
３月15日(月)・17日(水)・19日(金)

●相談時間
午前10時～午後４時
（正午～午後１時は除く）

●対象者
地元での就職・転職をご希望の方、または在職者の方

●相談料　無料

問相双地域雇用創造推進協議会事務局
☎・FAX０２４４－２４－３６５０
E-mail sousoukoyou@bz03.plala.or.jp

福島原子力企業協議会

第41回原子力発電所定検保修技能教育受講者募集

●募集対象者
原則として福島県浜通り在住者で地元に定着し、原子力発電所の定期検査作業等にかかる技能を総合的に身につけ、求職活動に備えようとする者。
（原則として18歳～35歳未満で、高等学校卒業以上の者）

●募集人数　10人程度

●応募手続
受講申込書（協議会所定用紙）を協議会事務局に提出してください。なお、一般健康診断個人票、電離放射線健康診断個人票を面接日以降、必要に応じて提出して頂きます。

●募集期間
平成22年
３月９日(火)～４月９日(金)

●選考方法
作文、面接

●教育期間
平成22年６月上旬～７月下旬
（土日祝日を除く毎日）

問福島原子力企業協議会
☎０２４０－３２－２４９７

平年金事務所

平成22年度の国民年金保険料月額と有利な前納割引制度

●保険料は月額１万５、１００円

国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年度引き上げられることになっていて、平成22年度の保険料は月額１万５、１００円となっています。毎月の保険料は、厚生労働省から毎年４月の上旬に送られてくる１年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。

窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

●有利な前納割引制度

保険料は、１年分または６カ月分など、定められた月数分について、前納すると割引になります。

例えば、平成22年度の１年分の保険料を現金で前納すると17万７、９８０円で、年間３、２２０円（１・８％）の割引になります。これを口座振替によって前納すると、17万７、４００円で、さらに有利な年間３、８００円（２・１％）の割引になります。

また、月々の保険料を「口座振替の早割」で１カ月早めて納付すると、年間６００円（月額50円）の割引になります。

なお、平成22年度の一部納付（一部免除）の保険料月額は、３／４納付で１万１、３３０円、半額納付で７、５５０円、１／３納付で３、７８０円となっていますが、この一部納付についても前納制度が設けられています。

●年金事務所での申込み

口座振替で平成22年度の１年分の前納（４月～９月振替の６カ月分の前納を含む）を希望する方は、２月末までに年金事務所（平成21年12月までの旧社会保険事務所）に申し込む必要があります（一部の年金事務所では３月上旬まで）。そのほか、前納制度と口座振替等の詳細については、年金事務所にご相談ください。

問平年金事務所
☎０２４６－２３－５６１１
＊日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/